



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 北川 鉄 工 所
代表者名 取締役社長 北川 祐 治
(コード番号 6 3 1 7 東証 第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員経営管理本部長
安 藤 攻
T E L 0847-45-4560

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 99 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

(1) 株券の電子化に対応した定款変更

「株式の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い所要の変更を行うものであります。

(2) 株式取扱規程に定めていることを明確化するための定款変更

株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権（請求・届出、少数株主権等）の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするために「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。

(3) 買増制度導入にともなう条項追加

株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条の規定に基づき、単元未満株式の買増制度を導入する旨の規定を定款第9条（単元未満株式の買増し）に新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

(4) 条文の具体化

「定時株主総会において権利を行使することができる株主の基準日」の条文をより具体的に変更するものであります。

(5) 条数の変更等

上記のほか、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (記載省略 変更なし)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式数に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (記載省略 変更なし) ② (記載省略 変更なし) ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p> <p>第12条～第13条 (記載省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (条数変更) (記載省略 変更なし)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。(条数変更) (削除)</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (記載省略 変更なし) ② (記載省略 変更なし) ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p> <p>第12条～第13条 (記載省略 変更なし)</p> <p>(基準日) 第14条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第15条～第43条 〈記載省略〉 〈新設〉 〈新設〉	第 15 条～第 43 条 〈記載省略 変更なし〉 附則 <u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u> <u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u>

以 上